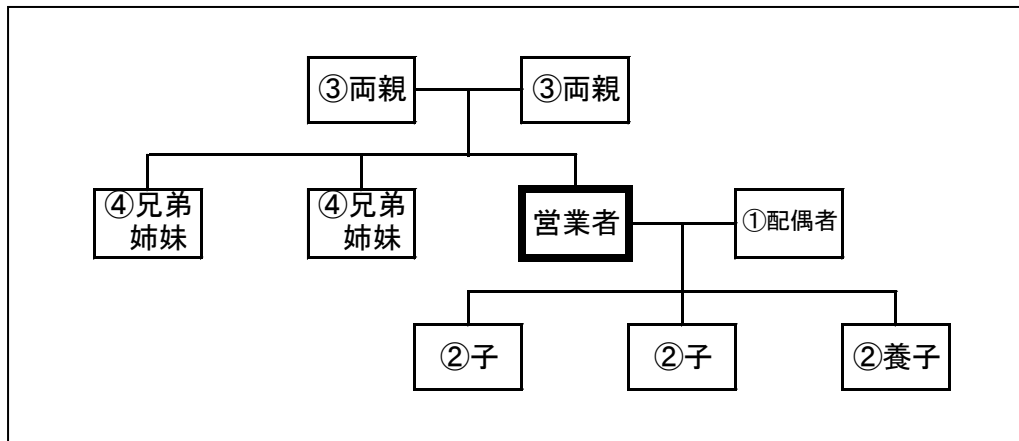


食品営業許可の地位の承継（相続）について

食品営業の許可を受けている（届出している）営業者（個人に限る。）が亡くなったときは、相続人が許可営業者の地位を承継することができます。（食品衛生法第 56 条第 1 項・第 57 条第 1 項）

○承継できる方

①配偶者 ②子、養子 ③両親 ④兄弟姉妹 に限ります。



○手続きに必要な書類

- ①地位の承継届（様式第 13 号）
- ②戸籍謄本（営業者の死亡の事実がわかるもの、及び相続人全員がわかるものをご添付ください）
- ③相続人全員の同意書

○手続きの時期

事実発生後、できるだけ速やかに提出してください。

○手数料

無料です。

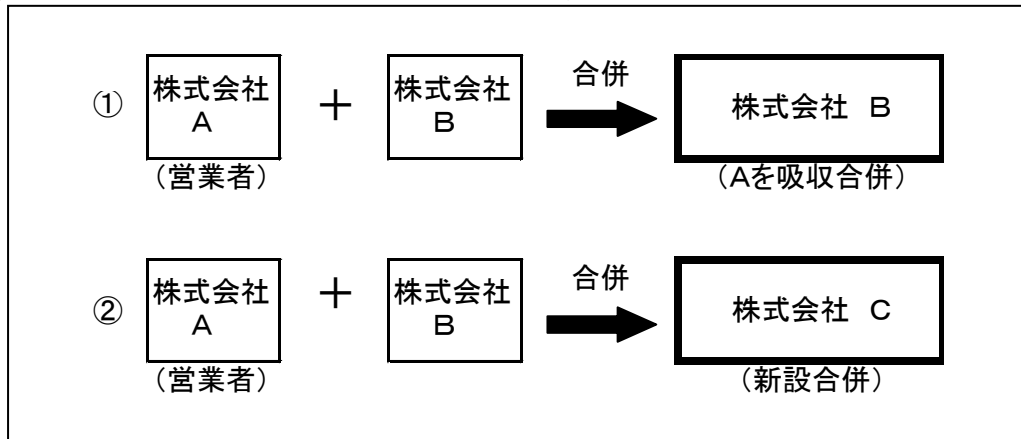
ご不明点については、釜石保健所環境衛生課（電話 0193-27-5523）へお問合せください。

食品営業許可の地位の承継（法人の合併）について

食品営業の許可を受けている（届出している）営業者（法人に限る。）が合併し、法人が消滅したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が営業者の地位を承継することができます。（食品衛生法第 56 条第 1 項・第 57 条第 1 項）

○承継できる方

- ①合併後存続する法人（下図では、株式会社 B）
- ②合併により設立された法人（下図では、株式会社 C）



○手続きに必要な書類

- ①地位承継届（様式第 13 号）
- ②登記事項証明書（合併した事実が記載されていることが必要です。）

○手続きの時期

事実発生後、できるだけ速やかに提出してください。

○手数料

無料です。

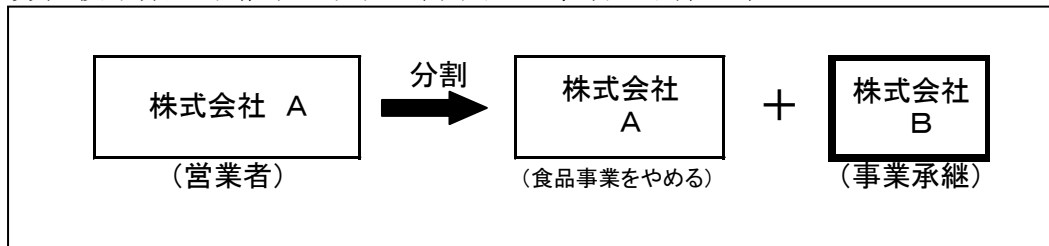
ご不明点については、釜石保健所環境衛生課（電話 0193-27-5523）へお問合せください。

食品営業許可の地位の承継（法人の分割）について

食品営業の許可を受けている（届出している）営業者（法人に限る。）が分割されたときは、分割後事業を承継する法人が許可営業者の地位を承継することができます。（食品衛生法第 56 条第 1 項・第 57 条第 1 項）

○承継できる方

分割後事業を承継する法人（下図では、株式会社 B）



○手続きに必要な書類

- ①地位承継届（様式第 13 号）
- ②登記事項証明書（法人を分割し、事業を承継した事実が記載されていることが必要です。）

○手続きの時期

事実発生後、できるだけ速やかに提出してください。

○手数料

無料です。

ご不明点については、釜石保健所環境衛生課（電話 0193-27-5523）へお問合せください。